

福祉3医療の現物給付を 県内全域へ拡大します!



福祉3医療(子ども医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費)について、これまでは戸田・蕨市内の医療機関に限り現物給付を行っていましたが、県内全域のどの医療機関でも現物給付が受けられるようになります。

●対象となる医療費と実施時期

対象となる医療費	実施時期
子ども医療費	令和4年10月～
重度心身障害者医療費	
ひとり親家庭等医療費	令和5年1月～

? 「現物給付」とは?



医療機関の窓口で受給者証を提示することにより、保険診療分の医療費を支払わずに医療サービス(現物)を受けられることができる仕組みを、「**現物給付**」と呼びます。受給者の代わりに、受給者証を発行する自治体が医療機関にその医療費を支払います。

これに対して、受給者が医療機関の窓口で医療費を支払い、その領収証などを添えて自治体に請求することで医療費相当額を助成金として受け取ることを「**償還払い**」と呼びます。

ここが変わります!

これまでは戸田・蕨市内の医療機関でのみ現物給付を実施していましたが、今回の変更により**埼玉県内全域**の医療機関が現物給付の対象になります。

※医療機関によっては、現物給付に対応していない場合もあります。その場合の医療費は、償還払いとなりますので、事前に医療機関にご確認ください

現行		→	変更後	
給付方法(県内)			給付方法(県内)	
市内	市外		市内	市外
現物給付	償還払い		現物給付	

※子ども医療費対象の方:15歳の年度末~18歳の年度末の方の入院分の医療費助成については、現行と変わらず償還払いの対象になります

新受給者証について



対象の医療費	子ども医療費	重度心身障害者医療費	ひとり親家庭等医療費
適用開始日	令和4年10月		令和5年1月
送付予定時期	令和4年9月末		令和4年12月末
ホームページQRコード			

【問い合わせ】

●子ども医療費／ひとり親家庭等医療費

子ども家庭支援室(内線234、274)

E-mail: kodomokatei@city.toda.saitama.jp

●重度心身障害者医療費

障害福祉課(内線297)

E-mail: syogai-fuku@city.toda.saitama.jp